茨城県農業次世代人材投資事業等実施要領

制定 令和3年6月11日 農技第252号

(趣旨)

第1条 農業従事者の高齢化が進展する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を講じていく必要がある。

そのため、次世代を担う農業者となることを志向する就農希望者への資金の交付を行い、本県の農業の振興に必要な人材力の強化を図る。

本事業の実施に当たっては、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知。以下「農業人材力実施要綱」という。)別記1農業次世代人材投資事業準備型に係る部分、新規就農者確保加速化対策実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知。以下「新規就農実施要綱」という。)別記1及び本要領に定めるところによる。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は次の各号に掲げるとおりとする。

1 農業次世代人材投資事業(準備型)

次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて、研修機関等において研修を受ける者に対して、資金を交付する事業

2 就職氷河期世代の新規就農促進事業(以下、「就職氷河期就農促進事業」という。) 次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて、研修機関等において研修を受け る就職氷河期世代等(新規就農実施要綱別記1第5の1の(1)の要件を満たす者)に対し て、資金を交付する事業

(交付主体)

第3条 本事業の交付主体は以下のとおりとする。

1 農業次世代人材投資事業(準備型)

県又は市町村

ただし、本事業を実施できる市町村は、農業人材力実施要綱別記1の第7の1の(12) に定めるサポート体制を構築している市町村に限る。

2 就職氷河期就農促進事業

県又は市町村

ただし、本事業を実施できる市町村は、新規就農実施要綱別記1の第7の13に定めるサポート体制を構築している市町村に限る。

(交付要件等)

- 第4条 交付主体は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者に対し、予算の範囲内で資金を交付する。
 - 1 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。

ただし、就職氷河期就農促進事業にあっては、第5条の研修計画(様式第1号)の承認申請時の年齢が原則30歳以上で、かつ、就農予定時の年齢が49歳以下の就職氷河期世代であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。

なお、29歳以下であっても、就労経験があり、正規雇用を希望していながら不本意に非正規 雇用で働く者、就業を希望しながら様々な事情により無業の状態にある者など就職氷河期世代 に準じた就業に向けた課題に直面している者として交付主体等が認める場合にあっては、予算 の範囲内で採択できる。

2 農業次世代人材投資事業(準備型)にあっては、農業人材力実施要綱別記1の第5の1の (1)に該当する者のうち、同要綱別記1の第8の3の規定により、全国型教育機関から資金を 交付される者を除く。 就職氷河期就農促進事業にあっては、新規就農実施要綱別記1の第5の1に該当する者のうち、同要綱別記1の第8の4の規定により、全国型教育機関から資金を交付される者を除く。

3 知事又は市町村長が必要と認める者

(研修計画の承認申請)

第5条 資金の交付を受けようとする者(以下、「交付申請者」という。)は、研修計画(様式第1 号)を作成し、交付主体にその承認を申請する。

(研修計画の承認)

第6条 交付主体は、交付申請者から前条の承認申請があった場合は、研修計画の内容について審査 するものとする。

なお、審査は、書面審査のほか関係者による面接等を行うものとする。

- 2 交付主体は、前項の審査の結果、第4条の要件及び「農業次世代人材投資資金の交付対象者の考え方について」(平成31年4月1日付け30経営第3030号就農・女性課長通知)(以下「交付対象者の考え方」という。)を満たし、資金を交付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、研修計画を承認し、交付申請者に結果を通知するものとする。
- 3 交付主体は、第1項の審査の結果、第4条の要件を満たしていないと認めた場合は、交付申請者 にその旨を通知するものとする。
- 4 交付主体は、第7条第1項に基づき研修計画変更の承認申請があった場合は、前3項の手続に準じて、承認等を行うものとする。

(研修計画の変更承認申請・取消しの届出)

- 第7条 前条第2項の承認を受けた者が、研修計画を変更する場合(軽微な変更の場合は除く。) は、研修計画変更(様式1号の2)を作成し、交付主体に提出する。
- 2 前条第2項の承認を受けた者が、研修計画を取消す場合は、既に資金の交付を受けている場合を 除き、研修計画の取消し届(様式第1号の3)を作成し、交付主体に提出しなければならない。

(研修状況の報告)

- 第8条 資金の交付を受ける者(以下「交付対象者」という。)は、交付対象期間内において半年ごとに研修状況報告書(様式第2号)を交付主体に提出しなければならない。
- 2 研修状況報告書は、半年の期間終了後1か月以内に提出するものとする。

(研修実施状況の確認)

- 第9条 交付主体は、前条第1項の研修状況報告書の提出があった場合には、研修機関等と協力し、 研修計画に即して必要な技能の習得状況及び交付対象者の考え方を満たしているか等、研修の実施 状況を確認するものとする。
- 2 交付主体は、交付対象者に対して、必要に応じて研修機関等と連携し、適切な指導を行うものと する。

(交付の中止届)

第10条 交付対象者は、資金の受給を中止する場合は、中止届(様式第3号)を速やかに交付主体に 提出しなければならない。

(交付の休止届)

- 第11条 交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合は、休止届(様式第4号)を速やかに交付主体に提出しなければならない。なお、休止期間は原則1年以内とする。
- 2 前項の休止届を提出した交付対象者が研修を再開する場合は、研修再開届(様式第5号)を交付 主体に提出しなければならない。
- 3 交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は、妊娠・出産については1度につき最長3年、災害については1度につき最長1年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、第2項の研修再開届と併せて、第5条の手続きに準じ、交付期間の変更の申請をしなければならない。

(交付の休止及び再開)

- 第12条 交付主体は、交付対象者から前条第1項に基づく休止届の提出があった場合で、休止理由等がやむを得ない事情と認められる場合は、資金の交付を休止するものとする。
- 2 交付主体は、休止中の交付対象者から前条第2項に基づく研修再開届の提出があった場合で、適切に研修することができると認められる場合は、資金の交付を再開するものとする。

(研修終了後の報告)

- 第13条 交付対象者は、研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農 状況報告(様式第6号)を交付主体に提出しなければならない。
- 2 交付対象者であって、資金の受給終了後、引き続き、就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等(以下「継続研修」という。)を行う場合は、継続研修計画(様式第7号)を作成し、第5条に準じて交付主体に申請するものとし、継続研修開始後1か月以内に継続研修届(様式第8号)を交付主体に提出しなければならない。継続研修は資金受給終了後原則1か月以内に開始するものとし、その期間は原則として4年以内とする。また、継続研修の期間中は第8条の規定に準じて、研修実施状況の報告を行うものとする。
- 3 前項の場合において、第1項、第4項、第5項、第6項の規定は、継続研修が終了した時点から 適用するものとする。
- 4 交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後1か月 以内に就農報告(様式第9号)を交付主体に提出しなければならない。
- 5 交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後1年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は 親元就農が困難な場合は、交付主体に就農遅延届(様式第10号)を提出しなければならない。
- 6 交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに交付主体に就農中断届(様式第11号)を提出しなければならない。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届(様式第12号)を提出するものとする。
- 7 交付対象者は、交付期間終了後6年の間に離農した場合は、離農後1か月以内に離農届(様式第 13号)を交付主体に提出しなければならない。

(その他の報告)

第14条 交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後6年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届(様式第14号)を交付主体に提出しなければならない。

(就農状況の確認)

第15条 交付主体は、第13条の就農状況報告の提出があった交付対象者の就農状況を、交付期間の 1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、半年ごとに農業人材力実施要綱別記1の第7の1の(6) または新規就農実施要綱別記1の第7の6の(1)の方法等により確認するものとする。ただし、 農業人材力実施要綱別記1の第5の1の(1)の才または新規就農実施要綱別記1の第5の1の (5)に掲げる親元就農をする場合は、農業経営を継承したという就農状況報告の提出があった時 点においても、その状況を確認するものとする。

(市町村による事業計画等)

第16条 市町村が交付主体となる場合、市町村長は、次号に掲げるとおり事業計画及び実績報告を作成し、県に提出するものとする。

1 事業計画の作成及び変更

市町村長は、農業次世代人材投資資金準備型の交付を行う場合は、市町村農業次世代人材投資事業計画(様式第15号)、就職氷河期促進事業補助金の交付を行う場合は、就職氷河期世代の新規就農促進事業交付計画(様式第16号)を作成し、知事の承認を得る。

また、事業計画について以下の項目につき変更を行う場合は、農業次世代人材投資事業については、市町村農業次世代人材投資事業計画(変更計画)(様式第17号)、就職氷河期就農促進事業については、就職氷河期世代の新規就農促進事業交付計画(変更計画)(様式第18号)を作成し、知事の承認を得るものとする。

ア 新規就農者数に関する目標

- イ 資金の交付計画における資金総額の増又は30%を超える減
- ウ 推進事業費の増加
- 2 事業実績報告の作成

市町村長は、市町村農業次世代人材投資事業実績報告(様式第15号)または就職氷河期就 農促進事業実績報告(様式第16号)を作成し、事業実施年度の翌年度の8月末までに知事に報 告する。

なお実績報告の作成に当たっては、研修機関等と連携し、交付対象者の研修計画の進捗状況、 達成状況、就農継続状況等の評価を行うこととする。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 本実施要領は、令和3年6月11日から施行し、令和3年度予算に係る資金から適用する。
- 2 本実施要領の制定に伴い、茨城県農業次世代人材投資資金準備型交付要項については廃止とするが、同要項の規定に基づき実施している事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

研修計画

令和	玍	日	
~ 1 T L	_	$\overline{}$	

茨城県知事 〇〇市町村長 殿

1

[申請者] 住 所: 氏 名: 電話番号:

(生年月日: 年 月 日: 歳)

メールアト゛レス :

茨城県農業次世代人材投資事業等実施要領(令和3年6月11日付け農技第252号)第5条第1項の規定に基づき研修計画の承認を申請します。

なお、農業人材力実施要綱別記1第7の3または新規就農実施要綱第7の12の規定に基づき本計画の内容を含め、本事業に係る交付対象者の情報は関係機関において共有されることに同意します。

また、農業人材力実施要綱または新規就農実施要綱、実施要領、茨城県農業次世代 人材投資事業等交付要項の規定を遵守し、就農するための研修に励むことを誓約しま す。

なお、実施要綱、実施要領、交付要項の規定により、当該資金の交付を停止され、 一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを(連帯保証人の署名を添えて 9)誓約します。

辰未で知りる	うと思った理田		

2 就農時に係る計画

就農希望地	就農予定時期 年 (就農予定時の年齢) (月 歳)
就農形態	新たに農業経営を開始」(独立・自営就農) 親(三親等以内の親族を含む。以下同じ。)の農業終別に新たな部門を開始2(独立・自営就農) 親の農業経営を継承3(独立・自営就農) (全体、一部 雇用就農 親元就農4 (親の経営の全体を継承、法人の(共同)経営 経営継承(法人の場合は経営者となる)予定時期	E営とは) 年月
│ 経営面積 ₅ │ 飼養頭羽数	a・頭・羽(合計) 農業所得目標 5	万円/年
経営内容 5	作目: a 作目: a (その他:)

1 非農家出身者で独立・自営就農する者の場合

将来の就農ビジョン(生産物の販売方法などを記載)

- 2 農家出身者で親の農業経営を継承せずに独立・自営就農する者の場合
- 3 農家出身者で親の農業経営を継承して独立・自営就農する者の場合
- 4 三親等以内の親族の経営する農業経営体に就農する者の場合
- 5 就農5年後の目標を記入する(雇用就農又は親元就農の場合は記入不要)

⁶ 農業人材力実施要綱別記1第5の1の(1)のイの(エ)の場合は、(a)及び(b)について記載する。

4 計画を達成するための研修 ₇ 研修内容等

名称	所在地								
専攻・ 営農部門	研修期間	年	月	日	~	年	月	日	
	研修[内容							

7 研修先が複数の場合は記入欄を追加して記入する。

交付期間 (準備型)

年 月 日 ~ 年 月 日

5 その他

常勤の雇用契約の締結	締結している 締結していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 (例: 生活保護制度、雇用保険制度(失 業手当)等)	給付等を受けている
過去に準備型、就職氷河期世代の新規就農促 進事業(令和元年度補正予算、令和2年度補 正予算)による資金の交付	1 公付を受けた、とかある
傷害保険の加入	加入している 4の の交付期間の開始 日までに加入する 加入しない
前年の世帯全体の所得。	万円

前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由(超える場合のみ記入)

本欄は交付主体の記入欄
生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無
(有無)
【所見】

8 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び 父母が該当。「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合 計所得金額」。

6 連帯保証人。

住 所

氏 名(自署)

ED

自署のうえ実印を押印すること

申請者との続柄

電話番号(自宅)

(携帯)

研修計画の変更申請で連帯保証人に変更がない場合は記入不要。

添付書類

別添1:研修機関等で研修を受ける場合は受講する研修のカリキュラム(研修実施スケジュール、研修内容、習得する技術等が分かる研修実施計画)を添付。研修機関等以外の教育機関で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラム及び受講が認められていることを証する書類を添付。

別添2:履歴書

別添3:離職票の原本(離職票の提示が可能な場合)

別添4:農業研修に関する確認書(研修機関等で研修する場合。研修機関等以外の 教育機関で研修を受ける場合は不要。)

別添5:確約書(研修終了後、親元就農する予定の場合。)

別添 6:傷害保険に加入している場合は傷害保険証書の写しを添付。交付期間が開始する までに加入予定の場合は、加入を検討している傷害保険の内容がわかるもの (パンフレット等)を添付し、加入後に傷害保険証書の写しを交付主体に提出 すること。

別添7:前年の世帯全体の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)。前年の世 帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資 金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。 別添8:申請者本人の身分が証明できる書類(運転免許証、パスポート等の写し)

別添9:個人情報の取扱い

別添10:連帯保証人の印鑑登録証明書

研修実施計画

1 研修内容

年月	研修時間	内	容
年月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
研修時間合計			

2	習得	オロ	、士	烘
/	台 1=	: 4 2	7 イマ	1/N I

•

•

上記の研修内容で研修を実施します。	令和	年	月	日
(研修先名称) (住所) (電話番号)				

上記内容が記載された研修実施計画等であれば、本様式に限らない。

履歴書

年 月 日現在

1	П	- :	夕	竿
	I - 1	١.٦	п	$\overline{}$

(ふりがな)									
住所	₹	-							
(ふりがな)									
連絡先	₹	-							
(ふりがな)			生	年	月	日		性別	電話番号
氏名			昭和 平成	年 年	月月	日日	歳	1.男 2.女	

2 家族構成

- 2010711700			
氏 名	続柄	生年月日	住 所

3 学歴等

_) /TE /J					
	年	月	学歴・職歴(各別に記入)			
履						
歴				年	月	免許・資格

農業研修に関する確認書(例)

農地所有適格法人A(以下、甲という。)及び研修生B(以下、乙という。)とは、農業研修に ついて、次のとおり確認する。

第1条(研修期間)

研修期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

第2条(研修生の責務)

乙は、研修期間中、甲の指示に従い、誠実な研修を遂行するとともに、次に掲げる事項を遵守 しなければならない。

- (1) 乙は、研修期間中に知り得た甲の業務上の機密又は甲と取引する顧客情報等(個人情報を含 む。) について、ほかに漏洩してはならない。
- (2) 乙は、甲の信用を害し品位を傷つける行為、研修の目的を逸脱する行為その他不道徳な行為 及び不法な行為をしてはならない。
- (3) 乙は、研修期間中の不慮の事故に備え、あらかじめ傷害保険に加入しなければならない。
- (4) 乙は、研修計画に即して必要な技能を習得しなければならない。
- (5)(1)から(4)までに違背した場合、甲の判断により研修を即時中止することができるも のとする。

第3条(研修受入先の責務)

- (1)甲は、乙が独立・自営就農、雇用就農又は親元就農し、就農後5年以内に農業経営を継承 すること又は法人の経営者となることができるよう適切に生産技術等を教えなければならな
- (2)甲は、乙を労働者として扱ってはいけない。

第4条(損害賠償)

- (1) 乙は、研修中に、その責めに帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、そ の損害を賠償しなければならない。
- (2) 乙は、研修における不慮の事故について、第2条(3)の規定に基づく傷害保険による給付 があったときには、甲に対し、当該不慮の事故についての損害賠償その他一切の請求を行わな いものとする。

第5条(費用の負担)

-)は、甲が負担する。
- (1)研修に要する経費((2)研修に要する経費()は、乙が負担する。

第 条(研修謝金)

乙は甲に月額、万円を支払う。

第6条(その他)

この確認書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの確認書に定めのない事項について は、確認書の趣旨に則り、甲・乙協議の上、定めるものとする。

本確認書締結の証として、本書2通作成し、甲・乙それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日 田 (住 所) (研修先) (氏 名) Z (住 所) (氏 名)

農業研修が適切に実施できるよう研修先及び研修生の間で合意した確認書であれば、本確認書例に 限らない。

確約書

令和 年 月 日

茨城県知事 〇〇市町村長 殿

「申請者]

住 所: 氏 名:

(生年月日: 年 月 日: 歳)

私は、研修終了後に親元就農する予定であるため、農業人材力実施要綱の別記1第5の1の(1) 才または新規就農実施要綱の別記1第5の1の(5)、及び茨城県農業次世代人材投資事業等実施要領(令和3年6月11日農技第252号制定)の規定に基づき、下記の事項を実施することを確約します。

なお、同要綱及び同要領の規定が遵守できなかった場合は、当該資金を全額返還いたします。

記

- 1 就農に当たって家族経営協定等を締結し、私の責任や役割を明確に規定すること。
- 2 就農後5年以内に、当該農業経営を継承する又は当該農業経営を法人化している場合は当該法人の経営者となる(親族との共同経営者になる場合を含む。)こと。

(親元就農先)

経営主の氏名 (法人化している場合は 法人名も)	
経営主の住所 (法人化している場合は 所在地も)	

(当該農業経営を継承する又は当該法人の経営者となる予定の時期)

年 月

殿

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

農業次世代人材投資事業等に係る個人情報の取扱いについて

交付主体は、農業次世代人材投資事業等の実施に際して得た個人情報について、交付主体が 定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、交付主体は、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関(注)へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関 (注)

国、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、青年農業者等 育成センター、市町村、農業共済組合

その他追加する機関があれば明確にすること)

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

令和 年月日

(法人・組織名)

氏名

様式第1号の2(農業次世代人材投資事業準備型・就職氷河期世代の新規就農促進事業)

令和 年 月 日

研修計画変更

茨城県知事○○市町村長殿

[申請者] 住 所: 氏 名: 電話番号:

(生年月日: 年 月 日: 歳)

メールアト゛レス:

茨城県農業次世代人材投資事業等実施要領第7条の規定に基づき下記のとおり研修計画変更の承認を申請します。

記

変更内容 別添 のとおり

別添:承認申請を受けた「研修計画」に、変更点が分かるよう朱書き等をしたものとすること。(朱書きが困難な項目については、別紙に記載すること。)

様式第1号の3(農業次世代人材投資事業準備型・就職氷河期世代の新規就農促進事業)

研修計画の取消し届

	令和	年	月	日
会机 中 日 日				
マ州 井 月 口				
マ和 井 月 口				
マ州 井 月 日				
マヤロ 十 万 口				
マ4m 十 万 口				
マ/h 十 万 日				
44H + 11 H				
4 /H — /J H				
4 1H - 73 H				
7 II / J II				
1 /3				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
· · · · · ·				

茨城県知事 殿 ○○市町村長

> 住 所 氏 名 電話番号

年 月 日付けで承認された研修計画を取消したいので、茨城県農業次世代人材投資事業等実施要領第7条第2項の規定に基づき研修計画の取消し届を提出します。

取消し日		年	月	日	
取消し理由					

様式第2号の1(農業次世代人材投資事業準備型・就職氷河期世代の新規就農促進事業)

研修状況報告書(教育機関用)

研修 年目・交付開始 年目 前半・後半 (~ 月分) (交付期間: 年 月 日から 年 月 日)

A T-	_	_	_
令和	Æ	$\boldsymbol{\exists}$	
マルロ	-	$\overline{}$	

茨城県知事	
〇〇市町村長	殿

氏名

茨城県農業次世代人材投資事業等実施要領(令和3年6月11日付け農技第252号) 第8条の規定に基づき研修状況報告を提出します。

下線部は継続研修の場合は「第13条第2項の規定に基づき」

1 研修実施状況

学んだ内容	習得度	今後の課題

2	就農に向けた今後の課題、	身につける技術など	
3	就農に向けた準備状況		

添付書類

- 1.成績表の写し(成績表が発行されている場合)
- 2. 出席状況が分かる資料(出席簿の写し、研修日誌等)

様式第2号の2(農業次世代人材投資事業準備型・就職氷河期世代の新規就農促進事業)

研修状況報告書(研修機関等用)

研修 年目・交付開始 年目 前半・後半 (~ 月分) (交付期間: 年 月 日から 年 月 日)

令和 年 月 日

茨城県知事 〇〇市町村長 殿

氏名

茨城県農業次世代人材投資事業等実施要領(令和3年6月11日付け農技第252号) 第8条の規定に基づき研修状況報告を提出します。

下線部は継続研修の場合は「第13条第2項の規定に基づき」

1 研修実施日数、時間及び状況

141122400 112411	31-3/20 17 17 0		
年月	研修 時間	研修計画内容	研修状況
年 月	時間	•	
研修時間合計			

2 研修実施状況

学んだ内容	習得度	今後の課題

3	就農に向けた今後の課題、身につける技術など
4	就農に向けた準備状況
添	付書類:研修日誌
上	記のとおり研修を行っています。

研修機関等名: 代表者名: 指導担当者名: 管理担当者名:

別添 研修日誌

令和3年5月分

	丌攸九穷	研修時間
月日	研修内容	(単位:時間)
月日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月日		
月日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
	l	

上記内容が記載された研修日誌であれば、本様式に限らない。

様式第3号(農業次世代人材投資事業準備型・就職氷河期世代の新規就農促進事業)

d	Ы	П	H	
_	_			ш

		,,					
茨城県知事 〇〇市町村長	殿		•	令和	年	月	日
			住 氏 電話	所 名 番号			

[農業次世代人材投資事業(準備型)・就職氷河期世代の新規就農促進事業]資金の受給を中止しますので、茨城県農業次世代人材投資事業等実施要領第10条の規定に基づき中止届を提出します。

中止日	年	月	日		
中止理由					

様式第4号(農業次世代人材投資事業準備型・就職氷河期世代の新規就農促進事業)

休止届

令和	任	日	
マルロ		\neg	

茨城県知事○○市町村長殿

住 所 氏 名 電話番号

[農業次世代人材投資事業(準備型)・就職氷河期世代の新規就農促進事業]の研修を休止しますので、茨城県農業次世代人材投資事業等実施要領(令和3年6月11日付け農技第252号)第11条の規定に基づき休止届を提出します。

休止予定期間	年	月	日	~	年	月	日
休止理由							
	年		月	日			
再開に向けた	年		月	日			
スケジュール	年		月	日			
	年		月	日			

添付書類

- ・母子手帳の写し(妊娠・出産により休止する場合)
- ・被災証明等被災が確認できる書類(災害により休止する場合)

研修再開届

令和	年	月	日

茨城県知事 ○○市町村長 殿

> 住 所 氏 名 電話番号

[農業次世代人材投資事業(準備型)・就職氷河期世代の新規就農促進事業]資金の受給を再開しますので、茨城県農業次世代人材投資事業等実施要領(令和3年6月11日付け農技第252号)第11条の2の規定に基づき研修再開届を提出します。

休止期間	年	月	日	~	年	月	日
研修再開日	年	月	日				
研修機関等							
交付残期間	年	月	日	~	年	月	日

就農状況報告(独立・自営就農)

就農開始 年目・<u>交付終了後 年目</u> (~ 月分) (交付期間: 年 月 日から 年 月 日)

令和 年 月 日

茨城県知事 〇〇市町村長

殿

住 所 氏 名 電話番号

茨城県農業次世代人材投資事業等実施要領(令和3年6月11日付け農技第252号)第 13条の規定に基づき就農状況報告を提出します。

1.独立・自営就農(予定)時期(どちらかにチェックする。)

既に就農している	1	年	月	日就農
まだ就農していない	:	年	月就幫	農予定

まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要

2. 営農実績報告

作物・	作物・部門名		₹(a	a)・飼養頭数等		
合	計					
農業経成 (交者本 (交者本家族	氏名	年的	龄	交付対象者・ 交付対象者と の続柄 (法人経営にあ たっては役職)	年間の 農業従事 日数	担当業務
労働力)				本人		
雇用労働	カ	L		(人・日)		

1日の農業従事時間を8時間で換算

3.経営規模の報告

	区	分	面和	漬(a)		
(= W+II II	所有	地				
経営耕地	借。	入地				
	内訳 (平成30年度以前	前に承	親族から)		
		認を受けた交付対象者		16		
	<i>U</i> = □	作目 作業内容			実績	
特定作業受託	17F EI			作業	受託面積等	生産量
17年17年又10						
	作目	作目作			実績(作業党	受託面積等)
作業受託						
17来文化	₩ 統計					
	単純計					
	換算後					

「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業を受託する農地(申請者が当該農地に係る 収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引 き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。)の作業受託面積等、生産量を 記載

「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積:作業数」により換算した面積を記載する。

4.前年の総所得(資金を除く)*1

	万円
--	----

*1 7月の報告の際のみ記入

5.農業経営基盤強化準備金()(どちらかにチェックする。)

積み立てている		
積み立てていない		

農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

6.地域のサポート体制について

	専属担当者(経営・技術)	専属担当者(営農資金)	専属担当者(農地)
氏名又は			
職名			

交付主体が市町村である準備型交付対象者又は経営開始型交付対象者のみ記入

朴	目談実績又	スは今後相談したいこ	とについて		
7	. 報告対	象期間における都道	府県主催の	新規就農	書等交流会()への参加につ
	•	ちらかにチェックす			
	農業人材 _ 交流会	打力要綱別記1の第7の	2の(13)に	:規定する	都道府県が開催する新規就農者等の
		参加した			
		参加しなかった			
	(「参加	した」にチェックした。	た場合は以	」 下も記載	する。)
	参加した	こ 回数		回	
	交流会の	内容			
	(対象を	当、実施内容など)			
8	. 農業共	済その他農業関係の	保険への加ん	入状況に	ついて
	(どちら	かにチェックする。)	1	
		加入している			
		加入していない			
	(「加入	している」にチェッ	クした場合	。 は以下も	記載する。)
	加入し	ている農業共済等の	名称		
	1		l .		

9.計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

(様式第1号の研修計画の「2 就農時に係る計画」の達成に向けた課題、改善策及びその 取組状況を記載する。)

計画達成に 向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策 を具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況、結果 及び課題の解決状況を具体 的に記入)

添付書類

別添 1.作業日誌の写し *2

- 2. 通帳の写し *2
- 3.帳簿の写し *2
- 4.農地及び主要な農業機械・施設の一覧 *3
- 5. 農地の権利設定の状況が確認できる書類 *2 *3
- 6. 農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類 *2 *3
- 7.農業経営改善計画又は青年等就農計画認定書の写し *4
- 8.前年の農業販売額が分かる書類の写し(青色申告決算書、帳簿等。7月の報告の際のみ添付する。) * 1
- *2 就農後、交付期間の 1.5 倍(農業人材力実施要綱別記1第5の1の (2)のなお書きにより海外研修を実施した場合は5年間)又は2年間 のいずれか長い期間の報告の際に添付する。

また、親元就農した者が当該農業経営を継承する又は当該農業経営を 法人化している場合は、当該法人の経営者(親族との共同経営者になる 場合を含む。)となる場合の1回目の報告の際のみ添付する。

- *3 変更がない場合、2回目以降の報告の際は省略することができる。また、平成30年度以前に承認を受けた交付対象者の場合、親族からの農地が主で独立・自営就農し、農地の所有権を移転した際は、農地基本台帳の写し等の提出が必要となる。
- * 4 認定後最初の報告のみ添付する。複数の新規就農者で法人を立ち上げる場合又は既存の法人に役員として加わる場合は、法人の定款等の確認できる書類の写しを添付する。

別添 1

作業日誌

		作業内容		作業時間 (単位:時間)
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
			合 計	

上記内容が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。複数の新規就農者が新たに立ち上げた農業法人の場合は、それぞれの作業従事状況(作業日、作業内容、作業時間)が分かるよう、別々に作成すること。また、作業受託がある場合は、特定作業受託の作業か作業受託の作業か分かるように記載すること。

就農状況報告(雇用就農)

			丰目・ 期間:			' 後 月			•	~ 年		•	
 .		_ ¬							令和	年	月		日
	城県知事 〇市町村		殿										
							氏	. F , 名 :話番 ^号	3				
	茨城県農 13条の規						•		年6月	11日付1	け農技第	第252号)
1	. 雇用京	扰農([₹]	予定)時	期(と	ごちら	かにヲ	゛ェッ	クする	3。)		_		
		既に京	忧農して	いる			年	月	日就	農			
			忧農して				-		農予定	2			
2	また <u>雇用</u> 炉		,ていな č 法人等		·	以下の)懶は 	记人1	`要				
	法人等	等名											
	住	所											
	電話習	番号											
3	. 担当 l	っている	る業務										
4	. 今後の	D課題及	及び目標	<u> </u>									

5	. 農業従事日数・時間	閆	
			時間

6.報告対象期間における交流会への参加について

参加した
参加しなかった

(「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。)

参加した回数	回	
交流会の内容 (対象者、実施内容など)		

添付書類

出勤簿(出勤状況のわかる書類)の写し

様式第6号の3(農業次世代人材投資事業準備型・就職氷河期世代の新規就農促進事業)

			就農物	大況報 ^台	告(親	元就農)		
	就	農 年目	・交付終				~	月分)	
	(3	₹付期間:	年	月	日から	5	年 月	日)
ᅶᅪ	╬╻═╸╆╖╒	5 7				令和	年	月	日
	成県知事 O市町村		段						
	J . J	"	`~						
					住	· · ·			
					氏 電話				
					电叩	5			
	茨城県	農業次世代	人材投資事業	等実施	要領(令和3年6	5月11日行	付農技第	第252号)
角	第13条 <i>σ</i>	規定に基づ	ぎ就農状況執	告を提出	出します	す。			
1	親元京	沈農 (予定)) 時期 (どち	らかにき	チェック) ウする。)			
	3,000 00	既に就農					就農		
		まだ就農	していない			月就農予	定		
L	まだ	」 就農してい	ない場合は、	 以下のf	闌は記ん	入不要			
2		たの経営主の	の氏名等						
-	氏	名							
-	住	所							
	電話	番号							
3	扣当I	っている業績							
		J CV 10 201	<i>7</i> J						
4	. 今後(D課題及び	目標						

5	農業従事日数	•	時間

	日		時間
--	---	--	----

6.経営継承(法人の場合は経営者となる)予定時期

年 月 予定

7. 報告対象期間における交流会への参加について

参加した
参加しなかった

(「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。)

参加した回数	
交流会の内容 (対象者、実施内容など)	

添付書類

別添 1.作業日誌の写し

- 2. 青色事業専従者給与に関する届出書(変更届出書)の写し(交付対象者にかかる変更がある場合)
- 3.家族経営協定等の写し(交付対象者にかかる変更がある場合)

親元就農後に当該農業経営を継承又は法人の(共同)経営者となることにより、独立自営就農した場合は、それ以降の就農状況報告は、様式第6号の1により報告することとする。

別添 1

作業日誌

		作業内容		作業時間 (単位:時間)
月	П			
月	日			
月	B			
月	日			
月	П			
月	П			
月	П			
月	П			
月	П			
月	日			
月	□			
月	П			
月	日			
月	日			
			合計	

上記内容が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。

継続研修計画

茨城県知事	令和]	年	月	日
〇〇市町村長 殿					
	住 氏	所 名			

茨城県農業次世代人材投資事業等実施要領(令和3年6月11日付け農技第252号) 第13条の2の規定に基づき継続研修計画の承認を申請します。

電話番号 メールアト・レス

1 就農時に係る計画

- 汎辰呀に係る) 티 삠				
就農希望地		就農予定時期		年	月
	(就農予定時の年齢)			(歳)
就農形態	新たに農業経営を開 親(三親等以内の親 に新たな部門を開始 親の農業経営を継承 全体、 一部	族を含む。以下に	司じ。)(の農業経営	営とは別
	雇用就農 親元就農 (親の経営の全体を と営継承(法人)				年) 月
経営面積 _{*1} 飼養頭羽数	<u>a</u> ・頭・羽	(合計) 農業所	f得目標 _∗	1	万円/円
	作目:		_a		
経営内容* 1	作目:		a		
	(その他:)

	(その他:)
2	将来の経営ビジョン(生産物の販売方法などを記載)	

3 継続研修の内容*2

名称		所在地								
専攻・ 営農部門		研修期間	年	月	日	~	年	月	日	
継続研修内容	- -									

添付書類

別添:先進農家等で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラム(研修実施スケジュール、研修内容、習得する技術等が分かる研修実施計画)を添付。先進農家等以外の教育機関で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラム及び受講が認められていることを証する書類)

- * 1 就農5年後の目標を記入する(雇用就農の場合は記入不要)。
- * 2 研修先が複数の場合は記入欄を追加して記入する。

継続研修届

令和	年	月	日

茨城県知事○○市町村長殿

氏名

継続研修を開始しましたので、茨城県農業次世代人材投資事業等実施要領(令和3年6月11日付け農技第252号)第13条の2の規定に基づき継続研修届を提出します。

継続研修開始日	年	月	日	
継続研修終了予定日	年	月	日	
研修機関等				

就農報告

令和	年	月	
マル	+	H	

茨城県知事○○市町村長殿

住 所 氏 名 電話番号 メールアドルス

以下のとおり就農しましたので、茨城県農業次世代人材投資事業等実施要領(令和3年6月11日付け農技第252号)第13条の4の規定に基づき就農報告を提出します。

研修終了日	ŕ	年 月	日		
独立・自営就農、 雇用就農又は親元 就農した日	í	年 月	日		
就農形態	4	を含む。 始 全体、 等の名称	一部) ・住所・ ・ 継承、	電話番号 法人の(共同 者となる)子	司) 経営
就農地の市町村					
経営耕地(a) ²	所有地				
	借入地				
営農作物 ²					
経営開始型の受給 ²	有り	無	₹し	未定	
農の雇用事業又は 就職氷河期世代雇 用就農者実践研修 支援事業の活用 ³	月 り	—— 無	ŧυ	未定	

下線部は、研修終了後に親元就農し、その後、当該農業経営を継承又は法人の(共同) 経営者となることにより独立・自営就農した場合は「親元就農」とする。

- 1 親元就農時の就農報告の場合のみ記入できる。
- 2 独立・自営就農の場合のみ記入
- 3 雇用就農の場合のみ記入

添付書類

- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類、農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類及び通帳の写し(独立・自営就農の場合)
- ・雇用契約書等の写し(雇用就農の場合)
- ・青色事業専従者給与に関する届出(変更届出)書の写し(親元就農の場合)
- ・家族経営協定等の写し(親元就農または夫婦で共同経営を行う場合)

就農遅延届

茨城県知事 ○○市町村長 殿

住 所氏 名電話番号

茨城県農業次世代人材投資事業等実施要領(令和3年6月11日付け農技第252号) 第13条の5の規定に基づき就農遅延届を提出します。

就農期限日			年	E	月	日		
就農予定日			年	Ē	月	日		
遅延理由								
	年	月	B					
就農に向けた	年	月	日					
スケジュール	年	月	日					
	年	月	日					

就農中断届

		_	
今和	—	-	
		H	

茨城県知事 ○○市町村長 殿

住 所氏 名電話番号

茨城県農業次世代人材投資事業等実施要領(令和3年6月11日付け農技第252号) 第13条の6の規定に基づき就農中断届を提出します。

就農中断予定期間	年		月	日~	年	月	H
中断理由							
	年	月	日				
就農再開に向けた	年	月	日				
スケジュール	年	月	日				
	年	月	日				

就農再開届

令和	在	日	
シャロ		$\overline{}$	

茨城県知事 ○○市町村長 殿

> 住 所 氏 名 電話番号

茨城県農業次世代人材投資事業等実施要領(令和3年6月11日付け農技第252号)第13条の6の規定に基づき就農再開届を提出します。

就農中断期間	年	月	日	~	年	月	日	
就農再開日			年	F.] [3		
要就農継続残期間		就農再開	月 日	~	年	月	日	

離農届

令和 年 月 日

茨城県知事 〇〇市町村長 殿

> 住 所 氏 名 電話番号

農業経営を中止し、離農しますので、茨城県農業次世代人材投資事業等実施要領(令和3年6月11日付け農技第252号)第13条の7の規定に基づき離農届を提出します。

離農日	年	月	日	
離農理由				

添付書類

- ・独立・自営就農者が独立・自営就農を中止又は離農した場合は、農業を廃業した ことが確認できる書類(廃業届、経営資産の売却日の証明書、生産物の最終出荷 日がわかる伝票等)
- ・雇用就農者が離農した場合は、退職したことが確認できる書類(離職票、雇用保険受給資格者証、退職証明書、社会保険資格喪失証明書等)

住所等変更届

令和 年 月 日

茨城県知事○○市町村長殿

氏 名

茨城県農業次世代人材投資事業等実施要領(令和3年6月11日付け農技第252号)第 14条の規定に基づき住所等変更届を提出します。

氏名
住所
電話番号
その他 ()
氏名
住所
電話番号
その他 ()

添付書類:変更後の住所を証明する書類(運転免許証、パスポート等の写し)

様式第 15 号

市町村農業次世代人材投資事業計画(実績報告)(令和 年度 市町村)

番号令和年月日

茨城県知事 殿

市町村長

茨城県農業次世代人材投資事業等実施要領第16条の<u>1(1)</u>の規定に基づき<u>承認を受</u> <u>けたいので(2)</u>、別添のとおり市町村農業次世代人材投資事業計画(実績報告)(令 和 年度 市町村)を<u>申請(3)</u>します。

下線部(1)は、実績報告の場合は「2」とする。 (2)は、実績報告の場合は不要。

- (3)は、実績報告の場合は「報告」とする。

就職氷河期世代の新規就農促進事業交付計画(実績報告) (令和 年度 市町村)

番 号 令和 年 月 日

茨城県知事 殿

市町村長

茨城県農業次世代人材投資事業等実施要領第16条の $1_{(1)}$ の規定に基づき、 $\underline{$ 承認を受けたいので $_{(2)}$ 、別添のとおり就職氷河期世代の新規就農促進事業交付計画(実績報告)(令和 年度 市町村)を<u>申請 $_{(3)}$ </u>します。

下線部(1)は、実績報告の場合は「2」とする。

- (2)は、実績報告の場合は不要。
- (3)は、実績報告の場合は「報告」とする。

様式第 17 号

市町村農業次世代人材投資事業計画(変更計画)(令和 年度 市町村)

番 号 令和 年 月 日

茨城県知事 殿

市町村長

年 月 日付け農技第 号で承認及び内示のあった 年度農業次世代人材投資事業に係る市町村農業次世代人材投資事業計画について、別添のとおり変更したいので、農業次世代人材投資事業等実施要領第16条の1の規定に基づき申請します。

変更がある項目については、各項目の上段()内に変更前、下段に変更後の数値・内容等 を記載

就職氷河期世代の新規就農促進事業交付計画(変更計画) (令和 年度 市町村)

番 号 令和 年 月 日

茨城県知事 殿

市町村長

年 月 日付け農技第 号で承認及び内示のあった 年度就職氷河期世代の新規就 農促進事業に係る就職氷河期世代の新規就農促進事業交付計画について、別添のとおり変更したい ので、茨城県農業次世代人材投資事業等実施要領第16条の1の規定に基づき申請します。

変更がある項目については、各項目の上段()内に変更前、下段に変更後の数値・内容等を記載